

いつどこで発生するか分からない大地震に備え、 木造住宅の耐震化や塀の安全対策を進めましょう！

～ 「木造住宅の耐震化・塀の安全対策」 支援制度のご案内～

木造住宅の耐震化

補助対象となる木造住宅の条件

- ・昭和56年5月以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下一戸建て住宅（空き家を除く）

○ 無料耐震診断

お住まいの住宅の耐震性の有無を、無料で専門の診断士が診断します。
診断後に①から④の補助の利用を検討している方が対象です。

診断の結果、**耐震性が不足する場合**、①から④の補助を選択できます。

① 建替え補助：上限 100万円 (補助率4/5)

- ・住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建て替える工事

② 全体改修補助：上限 115万円 (補助率4/5)

- ・既存住宅の壁や基礎を補強することで、耐震性を確保する工事

③ 部分改修補助：上限 50万円 (補助率4/5)

- ア) 住宅全体の耐震性を一定程度確保する工事
- イ) 2階建て住宅の1階部分のみ耐震性を確保する工事

④ 耐震シェルター・防災ベッド補助：上限 25万円 (補助率4/5)

- ・1階の居室の内部に頑丈な耐震シェルターや
寝室に防災ベッドを設置し、安全な空間を確保する工事

【耐震シェルター一例】



【防災ベッド一例】



塀の安全対策

補助対象となる塀の条件

- ・コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、大谷石塀、万年塀などの塀（軽量なものは除く）
- ・一般通行のある道路に面しているもの
- ・道路面からの高さが80cmを超えているもの

① 撤去補助：上限 スクールゾーン等 22万5千円 (補助率3/4)

※ スクールゾーンとは、小学校から半径500mの範囲

上記以外の地域 15万円 (補助率1/2)

- ・ブロック塀等及び基礎を取り除く工事が対象
- ・大谷石塀等については、道路面からの高さを80cm以下に減じる工事も対象

② 撤去後の再築補助：上限 6万6千円

- ・補助制度を利用してブロック塀等を撤去し、同一の工事として、生垣、フェンス、板塀等の軽量な塀を再築する工事に限る。

令和8年度から
スクールゾーン等 7万5千円増額、
上記以外の地域 5万円増額しました。



各種補助制度の注意点

- ☆ 補助申請の前に工事に着手（契約や工事費の支払いを含む）していると、補助が受けられなくなりますのでご注意ください。
- ☆ 予算がなくなり次第、その年度の受付は終了します。
- ☆ 他にも補助対象になる条件がありますので、詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 宇都宮市 都市整備部 建築指導課
☎ 028-632-2573